

不在者投票

①白岡市以外の市区町村で投票を行う場合

出張などにより、投票日当日に投票所で投票ができない場合は、白岡市選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、交付を受けます。これを滞在先の選挙管理委員会に持参し、そこで投票をすることができます。投票の受付は滞在先の選挙管理委員会の執務時間内となりますのでご注意ください。

なお、郵送に日数がかかりますので、お早めにお問い合わせください。

②選挙権未取得者等が白岡市で投票をする場合

投票日当日までに18歳になるかたが、期日前投票を行おうとする日にまだ17歳であるときは期日前投票ではなく不在者投票となります。

③指定施設で投票を行う場合

不在者投票ができる施設として指定を受けた病院、老人ホーム等に入院、入所中のかたは、その施設内において不在者投票ができます。

施設の事務局に投票ができるかを確認のうえ、指定施設の場合は、不在者投票をしたい旨を申し出てください。

④郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳、または介護保険被保険者証をお持ちのかたで、一定の要件に該当するかたは、自宅などで投票できる郵便等による不在者投票の制度があります。

この制度を利用するには「郵便等投票証明書」が必要です。事前に選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、郵便等投票証明書をお持ちのかたが投票する場合の投票用紙などの請求は、投票日の4日前までとなりますので、お早めをお願いします。

郵便投票の代理記載制度

郵便等による不在者投票が行えるかたのうち、一定の要件に該当するかたは、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。

選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、次の新聞に折り込んでお届けします。

折り込み新聞

朝日・埼玉・産経・東京・日本経済・毎日・読売
また、次の場所に設置しますのでお持ちください。

市役所・生涯学習センター〔こもれびの森〕・保健福祉総合センター（はぴすしらおか）・中央公民館・老人福祉センター・コミュニティセンター・市役所連絡所・勤労者体育センター・B&G海洋センター・白岡駅・新白岡駅・白岡郵便局・西白岡郵便局・白岡岡泉郵便局・大山郵便局・新白岡駅前郵便局・南彩農協日勝支店・南彩農協白岡大山支店・白岡高等学校

※市公式ホームページにも掲載します。

なお、上記の方法による取得が困難な場合は、郵送により配布します。ご希望のかたは、選挙管理委員会にご連絡ください。

ポスター掲示場

ポスター掲示場を市内106か所に設置します。この掲示板を壊したり、汚したりすると罰せられます。

また、風などで倒れているような場合は、お手数ですが選挙管理委員会にご連絡ください。

公共施設について

11月15日(日)は選挙のため、次の施設は臨時休館となります。

[西児童館、中央公民館、勤労者体育センター、市民テニスコート]

投・開票速報

投・開票速報を市公式ホームページで公開します。

<http://www.city.shiraoka.lg.jp/>

投票速報

各投票日当日 午前9時～
(おおむね2時間おきに更新)

開票速報

開票日当日 午後10時頃～